

令和2年度第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

議事次第

日時：令和2年12月18日（金）14時00分～

場所：ウェブ会議

1. 開会挨拶
2. 動物衛生の動向に関する情報共有
3. OIEに関する一般的な説明
4. 2020年9月のOIEコード委員会の報告書において提示されたコード改正案等に関する意見交換
 - （1）2021年5月の総会で採択予定
 - ① 鳥インフルエンザ
 - ② 豚熱
 - ③ ゾーニングとコンパートメント
 - ④ アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム
 - （2）コメント聴取のみ
 - ① 口蹄疫
 - ② 牛海綿状脳症
 - ③ 狂犬病
 - （3）コード委員会の今後の活動計画
5. 自由討論

令和2年度 第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 配付資料一覧

資料1： 国際獣疫事務局（OIE）及び OIE の基準について	…1
資料2： 第88回 OIE 総会の延期について	…10
資料3： 「鳥インフルエンザ」に関する改正案	…13
資料4： 「豚熱」に関する改正案	…25
資料5： 「ゾーニングとコンパートメント」に関する改正案	…31
資料6： 「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」に関する改正案	…42
資料7： 「口蹄疫」に関する改正案	…51
資料8： 「牛海綿状脳症」に関する改正案	…65
資料9： 「狂犬病」に関する改正案	…82
資料10： コード委員会の今後の活動計画	…87

【参考資料】

- 参考1： 2020年9月の OIE コード委員会で議論された基準案リスト
- 参考2： 「高病原性鳥インフルエンザ」 英文
「高病原性鳥インフルエンザ」 和文（仮訳）
- 参考3： 「豚熱」 英文
「豚熱」 和文（仮訳）
- 参考4： 「ゾーニングとコンパートメント」 英文
「ゾーニングとコンパートメント」 和文（仮訳）
- 参考5： 「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」 英文
「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」 和文（仮訳）
- 参考6： 「口蹄疫」 英文
「口蹄疫」 和文（仮訳）
- 参考7： 「牛海綿状脳症」 英文
「牛海綿状脳症」 和文（仮訳）
- 参考8： 「狂犬病」 英文
「狂犬病」 和文（仮訳）

令和2年度第2回 OIE 連絡協議会 出席メンバー名簿

1. 通常のメンバー

- (1) 天笠 啓祐 特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
- (2) 磯部 尚 (公社) 畜産技術協会国際交流部長
- (3) 宇留野 勝好 全国農業協同組合連合会畜産生産部技術専任次長 兼
家畜衛生研究所長
- (4) 田中 智夫 麻布大学名誉教授
- (5) 土屋 耕太郎 (公社) 日本動物用医薬品協会 国際対応委員会委員
- (6) 筒井 俊之 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長
- (7) 山口 俊昭 北海道農政部生産振興局畜産振興課 家畜衛生担当課長

2. 臨時メンバー

- (8) 浅木 仁志 (一社) 日本養鶏協会専務理事
- (9) 西藤 岳彦 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 越境性感染症研究領域長
- (10) 白田 一敏 株式会社ピーピーキューシー代表取締役社長
- (11) 松木 洋一 日本獣医生命科学大学名誉教授

国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会開催要領

平成22年4月26日
消費・安全局 動物衛生課

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（OIE）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（OIEコード）を作成している。また、WTO の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の措置が、OIE の作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) 加盟国の協議を経て、OIE 総会で採択される OIE コードは、国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、OIE コードの作成又は改正について我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報や意見を交換することが重要である。また、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、OIE 基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行うことも重要である。
- (3) このため、産業界（獣医・畜産関係の生産者団体等）及び学界における技術者又は学識経験者、アニマルウェルフェア関係者及び消費者並びに行政機関の間で情報提供と継続的な意見交換を行う場として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」（以下「OIE 連絡協議会」とする。）を開催する。

2. 通常のメンバー

動物衛生、アニマルウェルフェア又は畜産物安全（特に微生物学的安全）の分野を対象に作成される OIE コードについて、技術的な知見や関連意見を積極的に述べることができる有識者を以下の通りメンバーとして選定する（任期2年、再任可能）。

- 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3名）
- 生産者関係団体及び畜産物の製造・流通関連団体からの推薦者（5名）
- 消費者関係団体及びアニマルウェルフェア関係団体からの推薦者（3名）
- 農林水産省その他議題に関連する省庁の担当者

3. 議題に応じて参集するメンバー

議題に応じて必要があれば専門的立場から積極的に発言ができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定する(最大 9 名)。

- 議題に関連する事業団体等からの推薦者等

(特に希望者がいる場合には選定に当たり考慮する。)

4. 開催方法

- OIE 連絡協議会は、冬(12 月～1 月)及び夏(6 月～8 月)の年 2 回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、OIE 陸生コード改正案についての意見交換、OIE の総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。

- OIE 連絡協議会は、参集メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、事務局の判断で非公開とすることができる。

- OIE 連絡協議会の資料及び議事概要については、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。なお、議事概要については、発言者を特定しない形で公開する。

- 傍聴者の募集は別途プレスリリースにより行う。傍聴者には発言権を認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

国際獣疫事務局（OIE）及び OIEの基準について

2020年12月18日
農林水産省
消費・安全局

国際獣疫事務局（OIE）について

- 1924年、世界の動物衛生の向上を目的にフランス（パリ）に発足。我が国は1930年に加盟。現在、182の国及び地域が加盟。
- 主な任務は、
 - 動物疾病に関する情報の提供
 - 動物疾病防疫・根絶のための技術支援
 - 動物・畜産物貿易に関する国際基準の策定
 - 食品安全の確保、アニマルウェルフェアの向上
- WTO/SPS協定（※）において、**動物衛生の国際基準策定機関として位置づけられている。**

※ WTO/SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）
人、動物又は植物の生命又は健康を守るための措置を適用する際の権利・義務を規定。

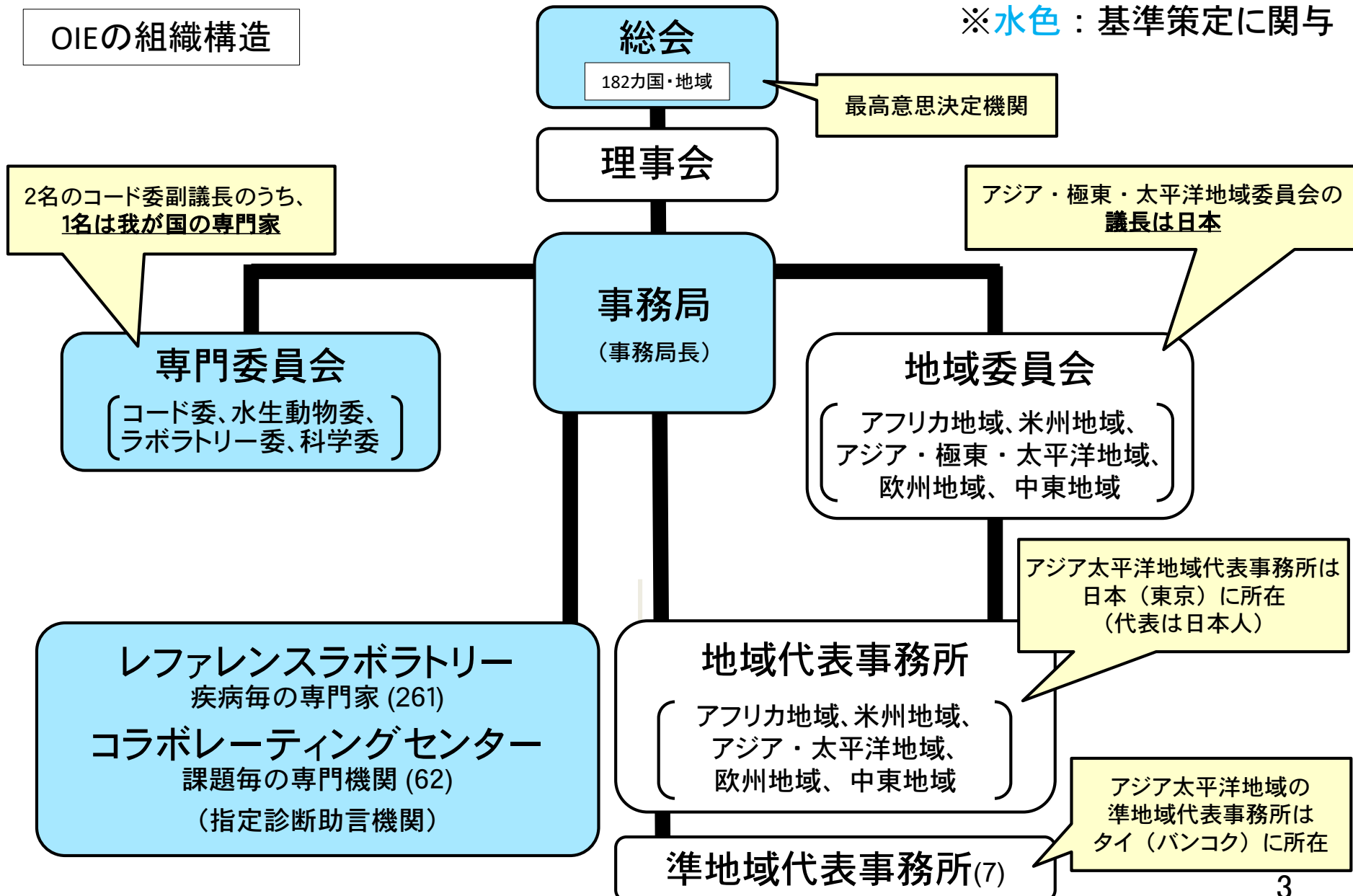
Oie WORLD ORGANISATION FOR ANIMAL HEALTH
Protecting animals, preserving our future



国際獣疫事務局（OIE）について

OIEの組織構造

※水色：基準策定に関与

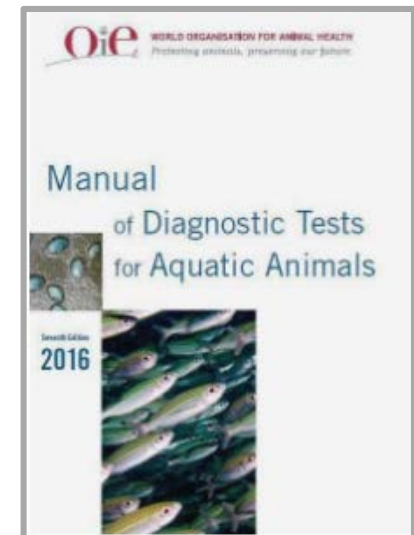
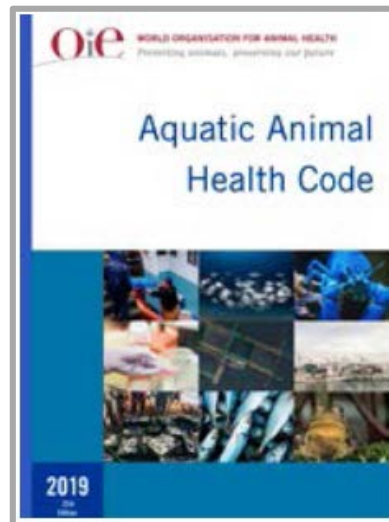
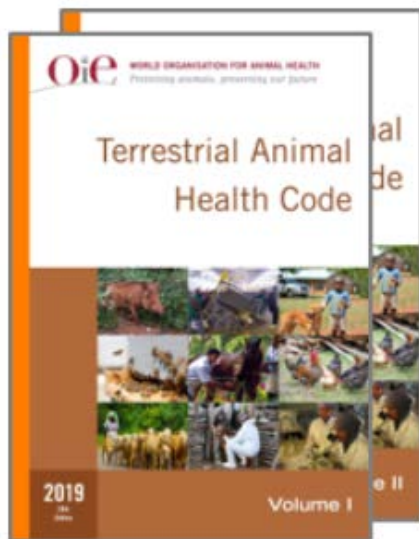


OIEが策定する国際基準

陸生動物衛生の国際基準(「OIEコード」)及び水生動物衛生の国際基準を策定

(参考)

国際基準のほか、陸生動物及び水生動物疾病の診断方法、ワクチンなどの生物学的製剤の生産・管理要件を規定(マニュアル)



OIEコードについて

- OIEコードは、陸生動物衛生、動物福祉、獣医公衆衛生の向上を目的として作成された基準。
- 動物及び動物製品について、OIE加盟国が貿易その他の衛生措置等をとる際の参照事項。
- WTO・SPS協定において、加盟国が貿易に関する動物衛生上の措置を講じる場合、OIEコードを基礎とする必要。
- OIEコードより厳しい貿易に関する動物衛生上の措置を講じる場合、リスク評価によってその正当性を証明する必要。

〔 動物衛生（人獣感染症を含む）以外の措置はSPS協定の対象外。 〕

OIEコードについて

(全149章)

第1巻：一般規定

第2巻：個別疾病

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

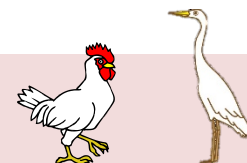
第8部 複数の動物種の疾病

第2部 リスク分析

第9部 ミツバチの疾病

第3部 獣医サービスの質

第10部 鳥類の疾病



第4部 一般勧告：疾病の予防及び管理

第11部 牛の疾病



第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第12部 馬の疾病

第6部 獣医公衆衛生

第13部 兎の疾病

第7部 アニマルウェルフェア

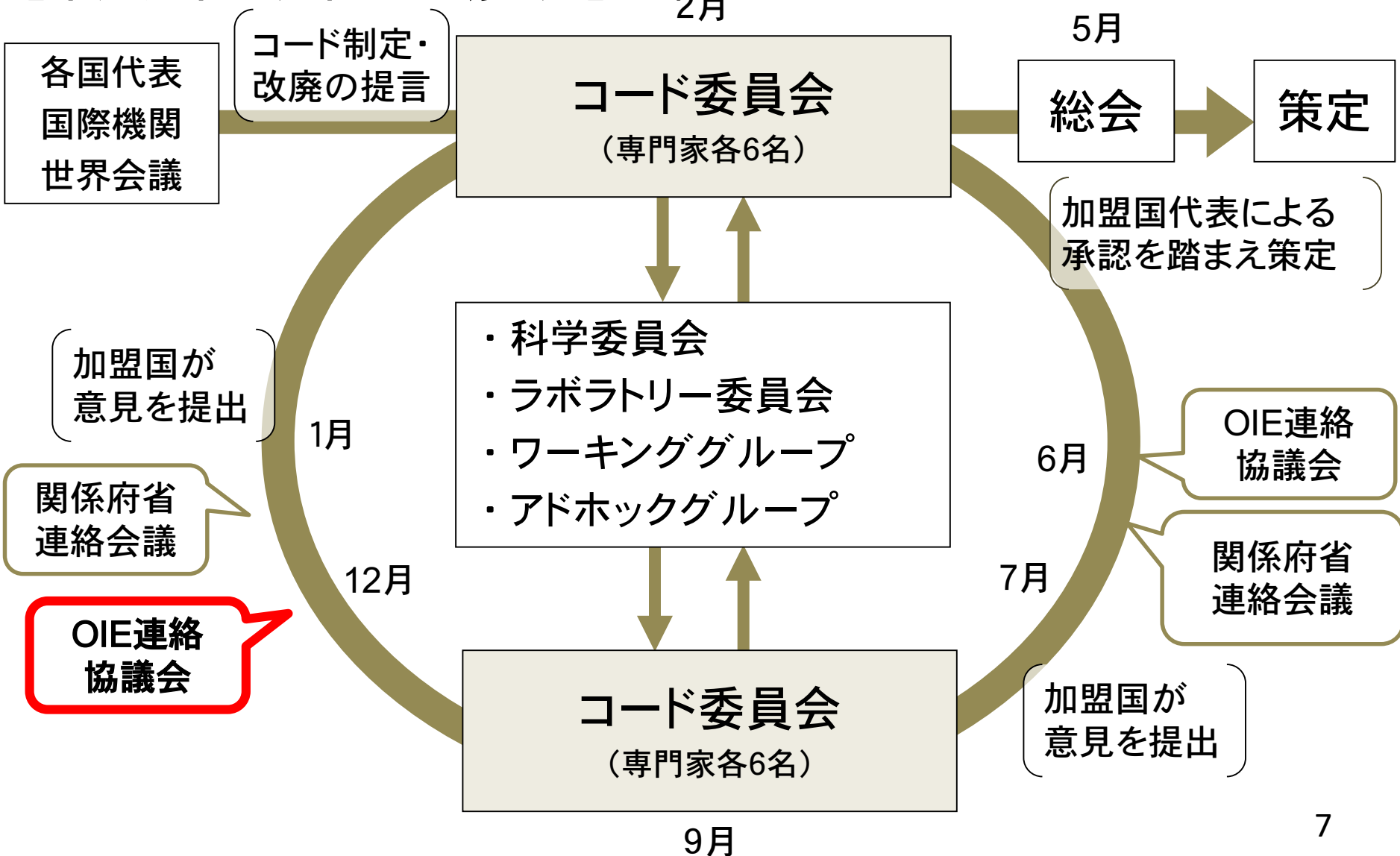
第14部 綿羊と山羊の疾病

第15部 豚の疾病



OIEコードの制定・改廃の手続き

【策定過程（1年間の動き）】



加盟国が提出した意見の取扱い

コード委員会（**9月**、2月）から案の提示

加盟国

意見（**12月**、6月）

コード委員会

コード委員会の開催（**2月**、9月）
（加盟国の意見を検討）

加盟国の支持が見込まれる案

OIE総会にて採決（**5月**）

次回は2021年5月

88th GENERAL SESSION

国際基準へ

農林水産省ウェブサイト（OIE関連情報）

農林水産省HP から

→ 政策
（組織別から探す）

→ 消費・安全局

→ 国際的なルール：
国際獣疫事務局
（OIE）

The screenshot shows the '農林水産省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries) website. The header includes navigation links for English, Sitemap, and Site Map, along with a search bar. The main content area is titled '国際獣疫事務局(OIE)' (World Organisation for Animal Health). It provides an overview of the OIE, established in 1924, and lists key activities such as OIE codes and manuals, and OIE's official recognition of specific diseases. A callout box with a red border and a pointer highlights the text: 'OIE連絡協議会の概要及び配布資料は、農林水産省ウェブサイト公表' (Overview and distribution materials of the OIE Liaison Committee are published on the Maff website).

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>

農林水産省 OIE



検索



- 世界的なCOVID-19の広がりを受け、OIEは第88回OIE総会を2021年に延期することを決定。ただし、**一部の重要な課題については、臨時の電子投票によって採択を実施**。採択された主な内容は下記のとおり。

(総会の延期について : <http://oiegeneralsession88.com/en/>)

1. 疾病の公式認定ステータスの付与

疾病名	認定された国・地域
1. 口蹄疫	・ ワクチン非接種清浄地域 : 台湾 (※ 1) ・ ワクチン接種清浄地域 : ブラジル (※ 2)、コロンビア (※ 3)
2. 牛肺疫	ボリビア、ロシア
3. 豚熱	クロアチア、カザフスタン、マルタ
4. 牛海綿状脳症	・ 無視できるリスクの国・地域 : ボリビア、イギリス (ジャージー島)
5. 小反芻獣疫	レソト、ロシア
6. アフリカ馬疫	(新規認定なし)

※ 1 台湾 : Taiwan (台湾本土)、Penghu (澎湖県)、Matsu (馬祖島)。
この3地域は2017年にワクチン接種清浄地域に認定された地域であり、今般、ワクチン非接種清浄地域に認定されたもの。これにより、台湾は金門島以外は非接種清浄地域となった。

※ 2 ブラジル : これまで、ワクチン接種清浄地域として認定されていた各地域を、今般、一つのエリアとしてワクチン接種清浄地域として認定されたもの (新たな地域の追加はなし。)。

※ 3 コロンビア : 口蹄疫の発生を受け、ワクチン接種清浄地域として認定されているエリアを、4つのゾーンに分けるというもの。

第88回OIE総会の開催延期について

2. 陸生動物疾病のリファレンスラボラトリーの指定

疾病名	認定された研究所の所在国
1. アフリカ豚熱	オーストラリア
2. 豚熱	オーストラリア
3. 口蹄疫	カナダ
4. 痘疫	フランス
5. 狂犬病	インド
6. 高病原性鳥インフルエンザ、 低病原性鳥インフルエンザ	韓国
7. ブルセラ病	UAE
8. 中東呼吸器症候群	UAE
9. 牛疫	米国

(ご参考) 日本における陸生動物疾病のリファレンスラボラトリー

疾病	研究所	疾病	研究所
牛海綿状脳症	農研機構動物衛生研究部門	牛のバベシア病	帯広畜産大学原虫病研究センター
豚熱	農研機構動物衛生研究部門	馬のピロプラズマ病	帯広畜産大学原虫病研究センター
HPAI, LPAI	北海道大学人獣共通リサーチセンター	スーラ病	帯広畜産大学原虫病研究センター
牛疫	農研機構動物衛生研究部門	豚インフルエンザ	農研機構動物衛生研究部門

第88回OIE総会の開催延期について

3. 採択が延期されたOIEコード

(いずれも2021年に開催予定の第88回OIE総会で採択予定)

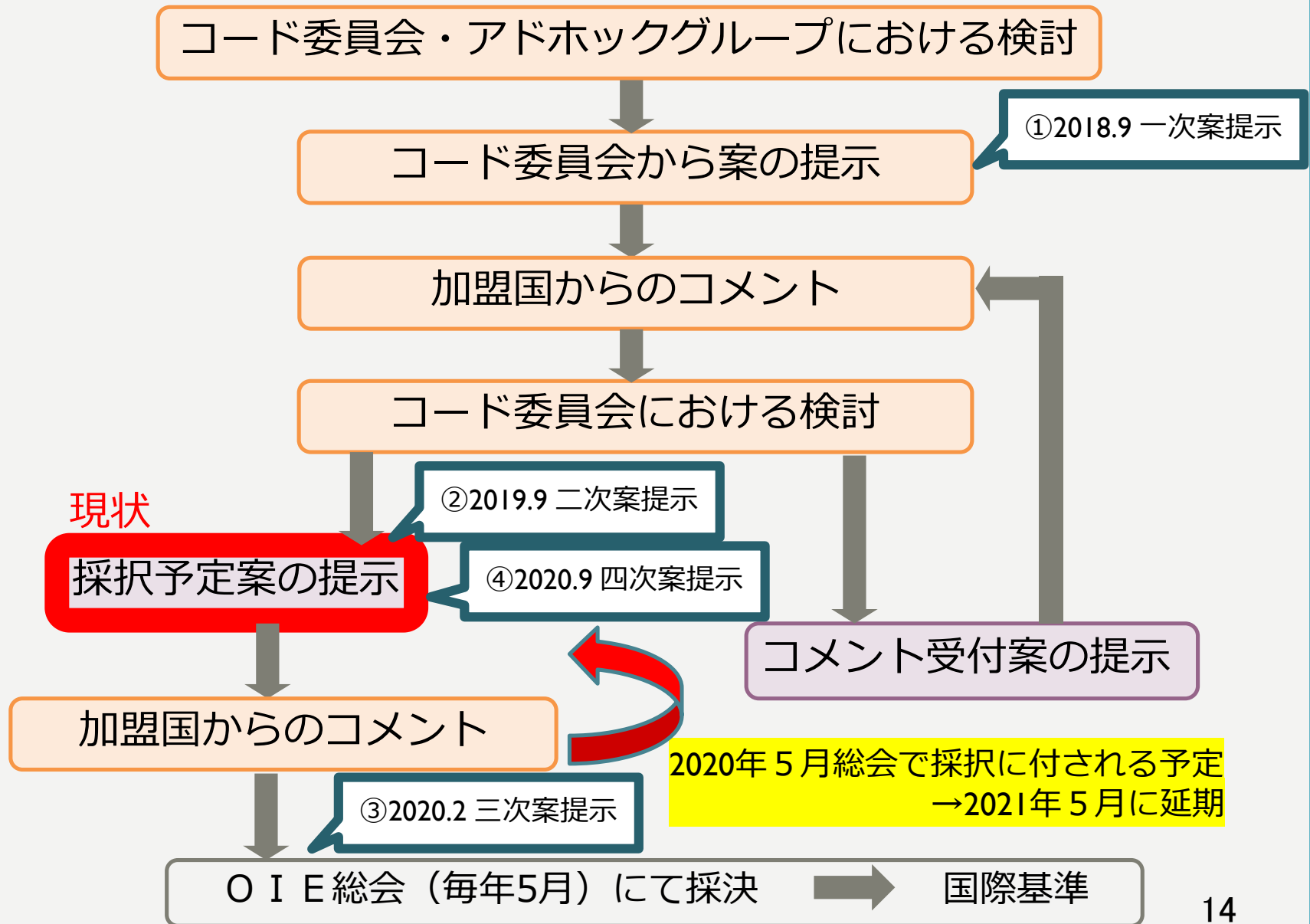
章	コード名
	用語解説（疫学単位）
第1.3章	OIEリスト疾病
第7.Z章（新規）	採卵鶏生産システムにおけるアニマルウェルフェア ※
第10.4章	鳥インフルエンザ ※
第14.7章	小反芻獣疫
第15.2章	豚熱 ※
第1.4章	動物衛生サーベイランス
第1.1章	疾病、感染及び外寄生の通報並びに疫学情報の提供
第1.6章	自己宣言及びOIE公式認定の手続
第3.4章	獣医法令
第4.Y章（新規）	OIEリスト疾病及び新興感染症の公式管理プログラム

※：本日のOIE連絡協議会で扱うコード

第10.4章

鳥インフルエンザ

OIEコードの改正プロセス



これまでの論点と我が国のスタンス

「高病原性鳥インフルエンザ」章とすることにより、低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）はリスト疾病から外れ、通報や定期報告、国際貿易上の要件の対象外（ただし、家きんのLPAIモニタリングは継続）。一方、LPAIのうち重篤な人獣共通感染症の原因となるものはリスト疾病に追加。また、家きんの定義から「自家消費用の家きん」を除外。



LPAIは高病原性に変異しうるほか、一部のLPAIは人獣共通感染症であることが知られており、LPAIをリスト疾病から除外すべきでなく、LPAIの通報や定期報告は維持されるべき（一次案、二次案）。また、リスト疾病から除外されるとしても、引き続きOIEが発生情報を集約・分析すべき（三次案）。

（コメントに対するコード委の見解）

LPAIをリスト疾病に残すかどうかの議論は十分に尽くされている。

LPAIについての情報収集に関しては、OFFLU（OIE/FAO Global network of expertise on animal influenza）が科学的データや生物学的材料の交換を行っており、より広い科学コミュニティの間で情報共有を続けていくことが可能。

これまでの論点と我が国のスタンス

- ➡ LPAIがリスト疾病から除外されると、生体の輸入に関する勧告も適用できなくなるが、人獣共通感染症の国際的な拡大を防止する観点からも、生体の輸入については基準が示されるべき。

(コメントに対するコード委の見解)

生体の輸入については「輸送当日に鳥インフルエンザの症状のないこと」など、全ての鳥インフルエンザをカバーする内容となっている。

- ➡ リスト疾病とする「人に自然感染し重篤な症状を引き起こすLPAI」をどのように決定するのか手順を定めるべき（三次案）。

(コメントに対するコード委の見解)

一定期間収かけて収集されたデータに基づくべきだが、その間には新興感染症（emerging disease）として通報可能。人獣共通感染症であることや人に重篤な症状をもたらすことを示す明らかな科学的知見（論文等）がある場合、要件を満たす。ただし、人への影響は集団で見えるべきであり、人での単発の発生事例をもって要件を満たすとはいえない。

- ➡ 家きんの定義から外れる自家消費用の家きんについても、高病原性への変異や人獣共通感染症の早期発見・対応の観点からLPAIモニタリングを継続すべき主張（二次案、三次案）。

(コメントに対するコード委の見解)

自家消費用の家きんもLPAIのモニタリングの対象とすることについては、その効果が明確でない中、必要以上の経済的、ロジスティック上の負担を強いることになる。

四次案（今回案）のポイント

- 1) OFFLUが科学的データや生物学的材料の交換を行っており、より広い科学コミュニティの間で情報共有を続けていくとあるが、通報と異なり、専門家以外（例えば獣医当局）からのインプットは少ないのではないかと懸念。OFFLUで世界的なLPAIの発生動向を把握するのであれば、獣医当局からOFFLUへの情報提供を促す仕組みが必要ではないかと懸念。
- 2) 新たに発生した人獣共通のLPAIが、リスト疾病の要件を満たすかどうか判断されるまでは新興感染症で通報するとされているが、通報の判断を各国に委ねることにより十分な通報が行われないことを懸念。OIEは新たな人獣共通LPAIが発生したとの情報を入手した際には、各国に当該LPAIに関する監視の強化を促すと共に、新興感染症として積極的な通報を促すべき。

参考資料

- ・ 検討の経緯
- ・ H P A I ／ L P A I の定義
- ・ 鳥インフルエンザのコード上の扱い
- ・ 章の構成

検討の経緯

2017年	見直しに着手（アドホック、コード委で議論）
2018年5月	OIE総会において議論
2018年9月	コード委で議論→一次案提示 （HPAI章に見直し、LPAIは通報対象外。家きん定義見直し）
2019年1月	日本からコメント提出
2019年2月	コード委で議論
2019年5月	OIE総会において議論
2019年6月	アドホックグループで議論
2019年9月	コード委で議論→二次案提示（LPAIを定期報告からも対象外に）
2019年12月	日本からコメント提出
2020年2月	コード委で議論→三次案提示（人獣共通LPAIをリストに追加）
2020年5月	OIE総会延期により採択延期
2020年7月	日本からコメント提出
2020年9月	コード委で議論→三次案提示
2021年5月	OIE総会で採択予定

(参考) HPAI / LPAI の定義

(OIEコード)

鳥インフルエンザ：家きんにおける、
以下の鳥インフルエンザウイルスの感染症

HPAIウイルス： IVPI>1.2or致死率>75%
もしくは
特定のアミノ酸配列を含む
H5又はH7亜型A型鳥インフルエンザウイルス

LPAIウイルス： HPAIウイルス以外の
H5又はH7亜型A型鳥インフルエンザウイルス

〔 ※OIEコードに合わせて、OIEマニュアルにおいても分類を改正予定 〕

鳥インフルエンザのコード上の扱い

現行	第1.3章（OIEリスト疾病） 「鳥インフルエンザ感染症」 「家きん以外の鳥（野鳥を含む）における高病原性A型鳥インフルエンザウイルス感染症」 第10.4章（鳥インフルエンザウイルス感染症） ・ HPAIとLPAIを定義した上で、両方をカバーする内容。LPAIはAI清浄ステータスや輸入条件に影響。
三次修正案	第1.3章（OIEリスト疾病） 「高病原性鳥インフルエンザ感染症」 「家きん以外の鳥（野鳥を含む）における高病原性A型鳥インフルエンザウイルス感染症」 「人に自然感染を起こし重篤な症状を引き起こすことが証明されている低病原性鳥インフルエンザウイルスの、家畜化された鳥（domestic）や飼育下の野鳥(captive wild birds)における感染症」 第10.4章（高病原性鳥インフルエンザ感染症） ・ 家きんにおける全ての高病原性A型インフルエンザウイルス感染症を「高病原性鳥インフルエンザ感染症」と定義 ・ 高病原性への変異の可能性を考慮し、家きんにおけるH5/H7 LPAIに関するモニタリングシステムを有することを求める ※家きん以外の鳥のHPAI、人獣共通感染症であるLPAIに関する疾病固有章は策定されていない

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条 第2条bis 第2条ter 第2条quarter	HPAI清浄の国又は地域 HPAI清浄コンパートメント HPAI清浄国又は地域内における封じ込め地域の設定 清浄ステータスの回復
第3条、4条	HPAI清浄の国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告（生きた家きん）、家きん以外の生きた鳥の輸入に関する勧告
第5条、6条	HPAI清浄の国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告（家きんの初生ひな）、家きん以外の初生ひなの輸入に関する勧告
第7条、8条	HPAI清浄の国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告（家きんの孵化用卵）、家きん以外の鳥の孵化用卵の輸入に関する勧告

章の構成

第9条、10条	HPAI清浄の国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告（家きん精液）、家きん以外の鳥に由来する精液の輸入に関する勧告
第11条	HPAI清浄の国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告（食用卵）
第12条	家きん卵製品の輸入に関する勧告
第13条	HPAI清浄の国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告（家きんの生鮮肉）
第14条	家きんの肉製品の輸入に関する勧告
第15条	第1条bisに記載されていない家きん製品のうち、飼料、農業用、工業用に使用されるものに関する勧告
第16条	第1条bisに記載されていない羽毛及び綿毛の輸入に関する勧告

章の構成

第17条	家きん以外の鳥の羽毛及び綿毛の輸入に関する勧告
第17条bis	家きん以外の鳥由来の採集標本、皮及び狩猟戦利品の輸入に関する勧告
第18条	家きんの卵製品中のHPAIウイルス不活化方法
第19条	家きんの肉製品中のHPAIウイルス不活化方法
第19条bis	採集標本、皮、狩猟戦利品におけるHPAIウイルス不活化方法
第20条	AIサーベイランスの原則
第21条	HPAIの早期警戒のためのサーベイランス
第22条	HPAI清浄性の立証のためのサーベイランス
第22条bis	野鳥個体群のサーベイランス
第22条ter	家きん個体群におけるLPAIモニタリング

第15.2章

豚熱

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2017.2 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

③2019.9 三次案提示

採択予定案の提示

コメント受付案の提示

②2018.9 二次案提示

加盟国からのコメント

④2020.2 四次案提示

2020年5月総会で採択に付される予定→2021年5月に延期

今回新たな案の
提示なし

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

改正案の概要

※ 現行の基準は2013年（豚熱がOIEの清浄性認定疾病となった時）に採択。
それ以降、継続して改正案を議論。

	改正案の概要（ <u>下線</u> が修正点）	
発生の定義 （変更）	「 <u>臨床症状もしくは病理所見を呈する又は疫学的に関連ある豚から抗原又は核酸が検出された場合</u> 」に変更	
潜伏期間 （変更）	「潜伏期間は2日から14日であり、感染性期間は5日から14日であるが、慢性感染の場合は3ヶ月に及びこともある」から、「潜伏期間は <u>14日</u> であり、 <u>感染性期間は最大3ヶ月</u> 」に変更	
安全物品 （追加）	輸入時に豚熱に関連した条件を課さない物品（安全物品）として、「 <u>F値3.00以上で処理された密閉容器内の肉</u> 」、「 <u>ゼラチン</u> 」を追加	
残飯、肉中の ウイルス不活化方法 （変更）	肉中のウイルス不活化要件	残飯中のウイルス不活化要件
	① F ₀ 値3.00以上の密封機容器による加熱処理 ② 肉中心の温度が少なくとも <u>30分以上</u> 、70℃に達する加熱処理	① 90℃、60分以上継続的に攪拌 ② 絶対圧力3気圧下で121℃、10分 ③ <u>ウイルスを不活化されることが証明されている同等の処理</u>
野生豚の生体及び その肉の輸入要件 （削除）	全ての国で適用可能なリスク管理措置は確立できず、輸入要件をコードに記載するのは適切ではなく、要件は二国間の条件協議において定めるべきという理由から削除	

参考資料

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2013年5月	OIE公式ステータス認定の対象疾病となった際に改正
2017年2月	コード委員会で検討→一次修正案提示 ・発生の定義、潜伏期間の修正 ・汚染地域又は封じ込め地域からの清浄地域へのと場直行の要件の追加 ・生体/精液/受精卵の輸入条件の追加 ・肉、獣毛、敷料、堆肥中のCSFV不活化方法の修正・追加等
2017年7月	日本からコメント提出
2017年9月	コード委員会で検討
2018年9月	コード委員会で検討→二次修正案提示 ・感染性期間（最大3か月）の追記 ・安全物品の条の追加
2019年1月	日本からコメント提出（残飯不活化要件）
2019年2月	コード委員会で検討
2019年9月	コード委員会で検討→三次修正案提示
2020年2月	コード委員会で検討→四次修正案提示
2020年9月	コード委員会で検討→科学委員会に意見照会
2021年5月	OIE総会で採択予定

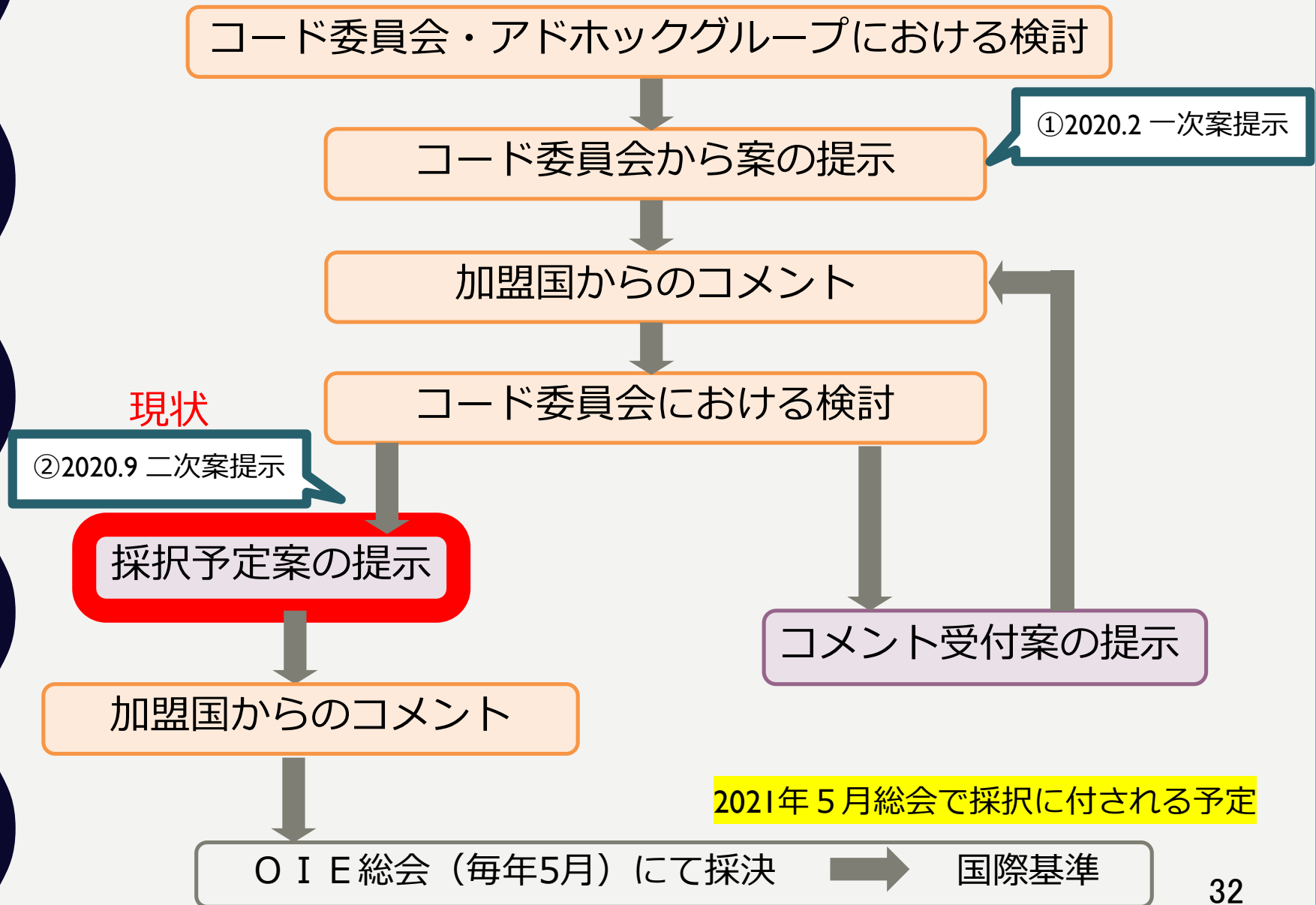
章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条	CSF清浄国又は地域
第3条	CSF清浄コンパートメント
第4条	CSF清浄であった国又は地域内の封じ込め地域の設置
第5条	清浄ステータスの回復
第5条bis	国内における汚染地域から清浄地域へのと畜を目的とした 豚の直接輸送
第6～16条	輸入に関する勧告
第17～20条	残飯・畜産物等のウイルス不活化方法
第21～26条	サーベイランス

第4.4章

ゾーニングと コンパートメント

OIEコードの改正プロセス



(はじめに) ゾーニングとは

疾病の制御や疾病発生時の国際貿易の維持のために、国の中の一部に、特定の疾病ステータスを有した地域（ゾーン）を設定する考え方

【清浄地域 (free zone)】

疾病の発生のないことがサーベイランス等で確認されている地域。

【汚染地域 (infected zone)】

国内で発生のある地域。清浄国の一部に疾病が侵入した場合も含む。

【防護地域 (protection zone)】

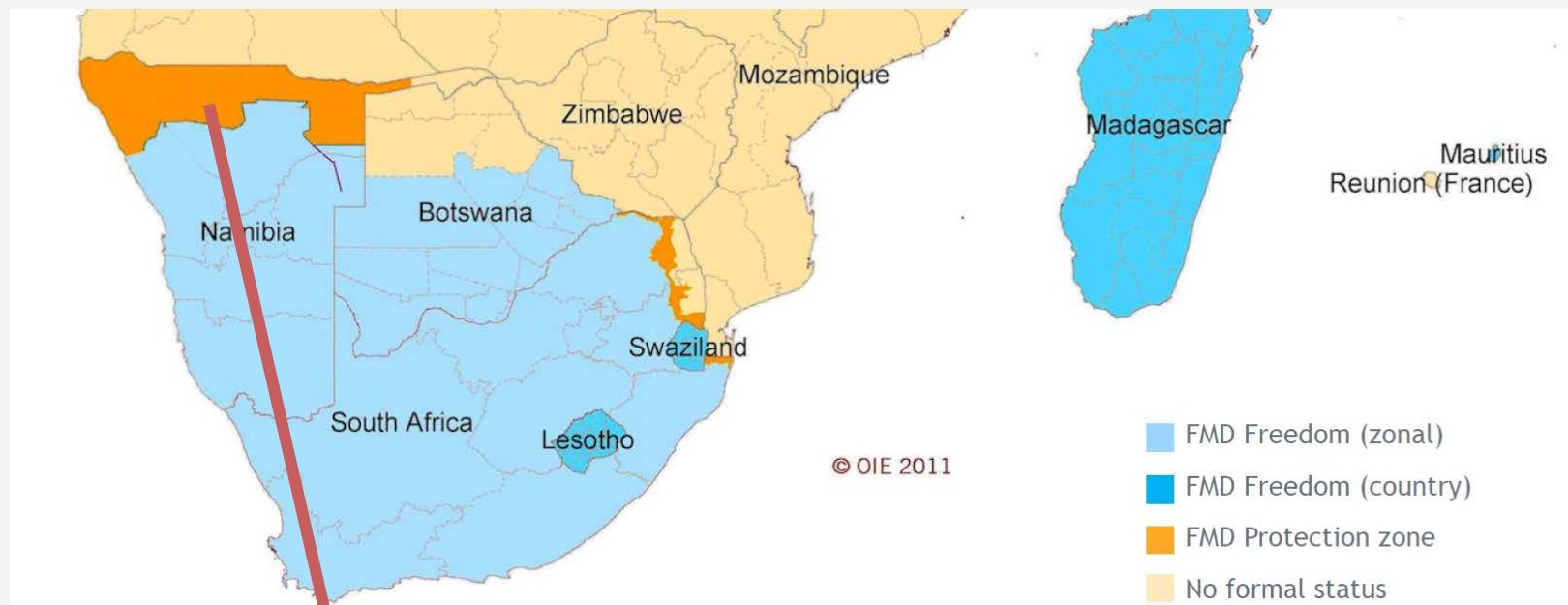
周辺の汚染国等からの疾病の侵入を防止し、清浄ステータスを維持するために設定される地域。防護地域内ではワクチン接種等により疾病の侵入を防止。強力な移動管理、サーベイランス、個体識別、トレーサビリティ等により、域外の動物群と明確に区別。

【封じ込め地域 (containment zone)】

清浄国において疾病の発生があった場合に、発生の影響を最小限にする目的で、疫学的に関連する全ての発生を包含する形で設定。封じ込め地域が成立し、その周辺の清浄ステータスが回復するためには、封じ込め地域内で2潜伏期間新たな発生がないこと、又は発生が継続している封じ込め地域の周辺に更に防護地域を設置し、その防護地域内で2潜伏期間、新たな発生がないことが必要。

(はじめに) ゾーニングとは

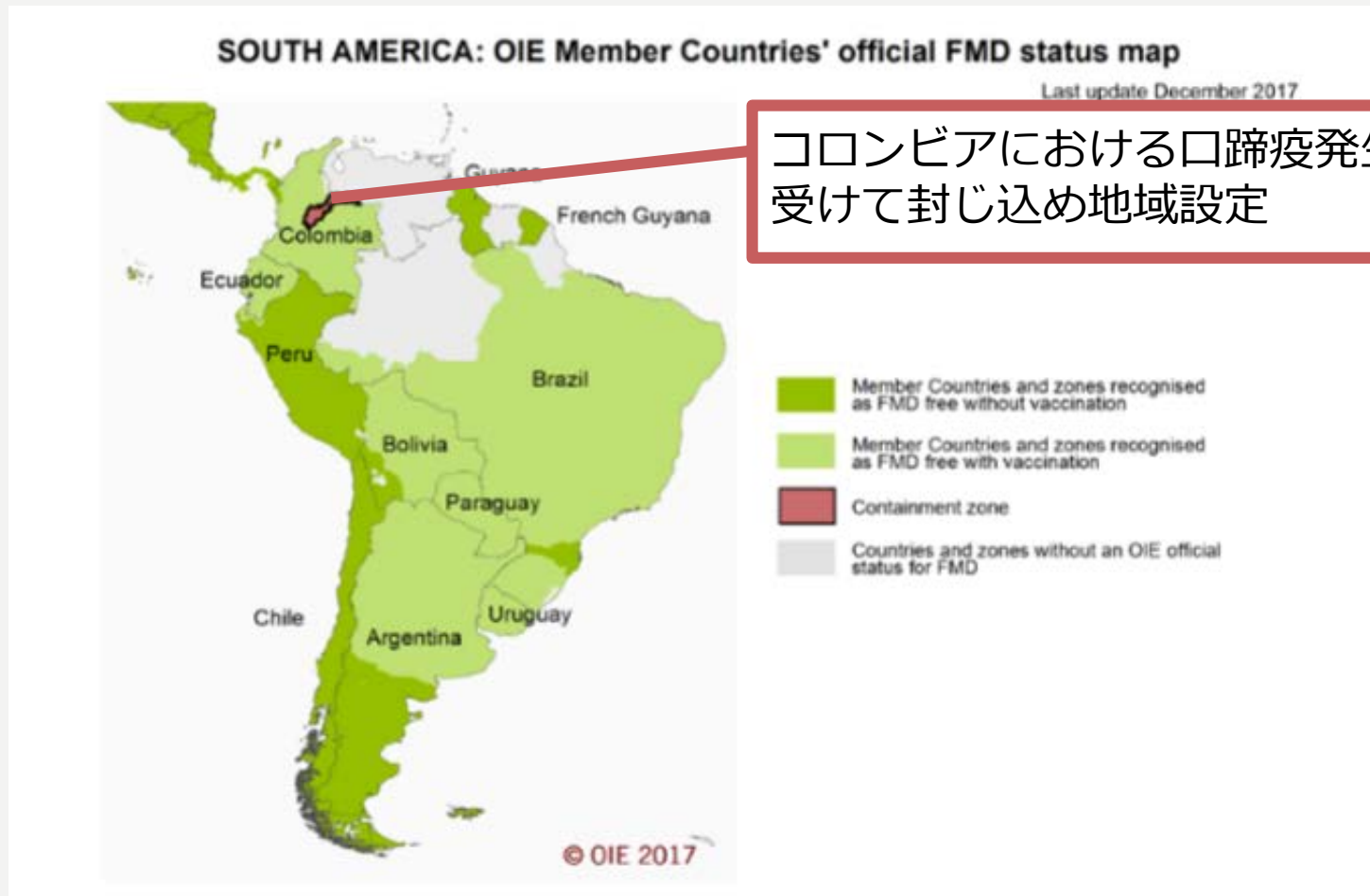
防護地域の例 (2011年時点の南アフリカ地域の口蹄疫の状況)



清浄地域と汚染地域の境界に設定
された防護地域

(はじめに) ゾーニングとは

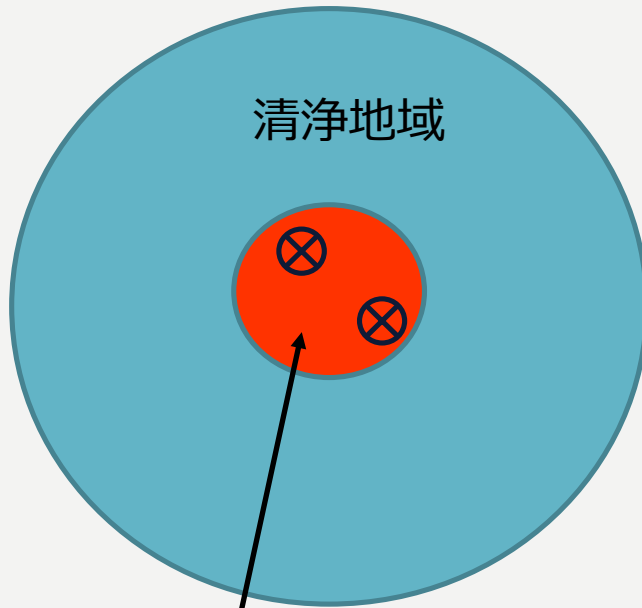
封じ込め地域の例 (2017年時点の南アメリカ地域の口蹄疫の状況)



(はじめに) ゾーニングとは

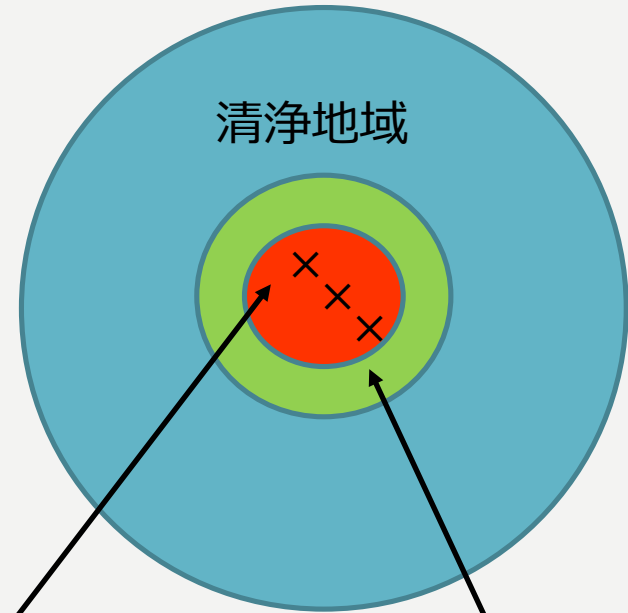
封じ込め地域の概念

<パターン1>



封じ込め地域
(2 潜伏期間新たな発生がないと
確立)

<パターン2>



汚染地域
(発生継続)

防護地域
(2 潜伏期間発生がないと、
封じ込め地域が確立)

あわせて封じ込め地域

二次案（今回案）のポイント

防護地域について、実際に発生がなくても、疾病侵入リスクが高まった場合（感染野生動物の侵入など）に、**一時的な管理措置として**防護地域を設置するという運用が新たに追加

- 基本的な考え方は従来の防護地域と同じだが、隣国における国境付近の発生など疾病の**侵入リスクが高くなった際に、速やかに防護地域を設定**して侵入を防止するとともに、万が一侵入があったとしてもその他のエリアへの影響を最小限にすることを可能とする（「一時的」と「恒久的」の2種類の防護地域）」
- 設定した防護地域で疾病が発生する、あるいは防護地域内でワクチン接種を行うなどにより、防護地域内のステータスが関わっても、疾病の拡大を防止する措置が講じられ、その後封じ込め地域（containment zone）に移行できるようであれば、その他の地域のステータスは影響されない。
- 国内に複数の防護地域を設置可能
- 具体的な運用については疾病固有章で規定

二次案（今回案）のポイント

【OIE公式ステータス認定対象疾病における運用】

- 防護地域の要件を満たす証拠をOIEに提出し受理された場合に防護地域は有効となる。
- 一時的な管理措置として防護地域を申請し、受理された場合は、受理後24か月間のみ有効
- 恒久的な防護地域として設定したい場合は、通常のOIEによる公式認定プロセス（総会決議等）を経ることが必要
- 具体的な防護地域の運用については疾病固有章で規定



周辺の状況の変化により疾病侵入リスクが高まったときに、通常のステータス認定よりも迅速にゾーン設定が可能。ただし、一時的なリスクの上昇でないことが明らかな場合にも「一時的」が安易に使われることのないよう注意が必要。また、公式認定対象疾病以外に対しても「一時的」に設定された防護地域の有効期間について定めるべきではないか。

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2018年9月	コード委は「一時的な防護地域」のコンセプトの追加について改訂を決定。
2019年2月	「一時的な防護地域」のコンセプトに関する技術的ワーキンググループの開催。
2020年2月	コード委は科学委との議論を踏まえ、一次修正案を提示。
2020年9月	コード委は加盟国のコメントを踏まえ、二次修正案を提示。
2021年5月	OIE総会で採択予定

章の構成

第1条	序論
第2条	総論
第3条	地域又はコンパートメントの明確化及び設置のための原則
第4条	清浄地域
第5条	感染地域
第6条	防護地域
第7条	封じ込め地域
第8条	貿易国による相互認証

第7.2章

アニマルウェルフェア と 採卵鶏生産システム

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2017.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

③2019.9 三次案提示
④2020.2 四次案提示
⑤2020.9 五次案提示

採択予定案の提示

現状

加盟国からのコメント

②2018.9 二次案提示

コメント受付案の提示

2020年5月総会で採択に付される予定→2021年5月に延期

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

これまでの論点と我が国のスタンス

- 2次案において、一部の勧告が、特定の生産システムにのみ適用可能なものとなっていた（営巣の区域と止まり木の設置を求めるなど）
- 施設の設計等の指標の多くが「動物の行動」に焦点をあてており、「健康に動物を飼うこと」が十分に考慮されていないのではないか



【これまでの日本の主張】

- アニマルウェルフェア章の勧告の作成に当たっては、多様な生産システムが、気候風土、文化、社会環境等を踏まえて世界中で発展していることから柔軟性が確保されるよう注意深く検討することが必要である。
- 疾病の増加をもたらす可能性のある施設や設備要件を必須とすることは適切ではない。（二次案へのコメント、2019年5月OIE総会での発言、三次案へのコメント）



- 4次案は、日本の主張する多様な飼養システムが認められる内容となっていることから、修正意見は提出せず。

5 次案（今回案）のポイント

- 4 次案からの大きな修正はなし
- 個別の勧告事項を実施することよりも「結果に基づく測定指標」に焦点を当てることにより、採卵鶏のアニマルウェルフェアの導入の程度が様々である全ての加盟国が対応できる内容として整理。

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2016年11月	アドホックグループが採卵鶏のコード原案を作成
2017年2月	コード委員会による検討、構成を他の章に合わせるよう事務局とアドホックグループに修正を依頼
2017年9月	コード委員会による検討、一次案を提示
2018年1月	日本からコメント提出
2018年3月	アドホックグループによる検討
2018年9月	コード委員会による検討、二次案を提示
2019年1月	日本からコメント提出
2019年2月	コード委員会による検討
2019年4月	アドホックグループによる検討
2019年7月	日本の考え方についてコメント提出

検討の経緯

2019年9月	コード委員会による検討、三次案を提示
2019年12月	日本からコメント提出
2020年2月	コード委員会による検討、四次案を提示
2020年5月	OIE総会延期により採択延期
2020年9月	コード委員会による検討、五次案を提示
2021年5月	OIE総会で採択予定

章の構成

第1条	定義
第2条	適用範囲
第3条	採卵若雌鶏及び採卵鶏のウェルフェアの結果に基づく基準・測定指標
第4条	勧告
第5条	施設の場所、設計、建設及び設備
第6条	採卵若雌鶏及び採卵鶏と舎飼及び生産システムの調和
第7条	空間的ゆとり
第8条	栄養
第9条	床
第10条	砂浴びの区域
第11条	ついばみの区域
第12条	営巣の区域
第13条	止まり木
第14条	屋外区域

章の構成

第15条	温度環境
第16条	空気の性状
第17条	照明
第18条	騒音
第19条	有害な羽つつき及び共食いの予防及び管理
第20条	換羽
第21条	痛みを伴う処置
第22条	動物健康管理、予防的投薬及び獣医学的处理
第23条	バイオセキュリティプラン
第24条	個々の採卵若雌鶏又は採卵鶏の安楽死
第25条	採卵鶏施設における間引き
第26条	緊急時計画
第27条	職員の能力
第28条	検査及び取扱い
第29条	捕食動物からの保護

第8.8章

口蹄疫

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

① 2016.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

コメント受付案の提示

現状

② 2017.2 二次案提示

③ 2020.9 三次案提示

これまでの論点と我が国のスタンス（一次案）

ワクチン非接種清浄コンパートメント（第8.8.4.条）及びワクチン接種清浄コンパートメント（第8.8.4bis条）の設置について追加



厳格なバイオセキュリティ措置により病原体の侵入を防ぐことを前提とするコンパートメントと、ウイルスによる曝露を想定した管理措置であるワクチン接種を実施することとは矛盾があり、ワクチン接種清浄コンパートメントという概念は相容れないものとする旨コメント。
（二次案でも再度コメント）

（コメントに対するコード委の見解）

ワクチン接種コンパートメントの実施には、サーベイランス及びバイオセキュリティに係るより厳しい条件を定めることとする。

（コメントに対する科学委の見解）

修正案ではコンパートメントはより厳しいサーベイランスやバイオセキュリティ要件が課されており、感染の早期発見や感染のない状態を維持することが可能であり、そのようなコンパートメントの設置は、二国間協議や、地域間または国際的な市場での流通を実現させることが可能。

これまでの論点と我が国のスタンス（二次案）

と場直行であればワクチン接種動物のワクチン非接種地域への侵入を認めるなど、ワクチン接種を推進するとともにとれる方向の改正案が提示

➡ 章全体が摘発淘汰によるFMDの撲滅ではなく、ワクチン接種を推進する方向で改正が行われており、清浄化やワクチン非接種清浄に向けて取り組む意欲が失われ、世界的に清浄化に向けた取組が停滞することを懸念。OIEに対し、ワクチンを用いない口蹄疫の清浄化を目指すことを明らかにし、その達成に向け各国を促すようコメント。

（コメントに対するコード委の見解）

清浄国を目指す国に対してはProgressive Control Pathway（PCP：口蹄疫清浄化戦略の策定、公的防疫プログラムの策定、OIE清浄国認定等の段階的に口蹄疫管理を向上させる枠組）が定められており、将来的にはコードでも世界的な撲滅に向けた記載が入ることも想定される。

これまでの論点と我が国のスタンス（二次案）

発生時に緊急ワクチン接種を行った後に、ワクチン接種動物のと畜を行わなかった場合の清浄ステータスへの復帰に要する期間につき、血清学的サーベイによりワクチン接種の効果が立証され、感染の伝搬のないことを示すための血清学的サーベイランスが行われていれば、現行の6か月から3か月に短縮可能とする修正案が提示

➡ ワクチン接種された家畜全頭を淘汰した場合と、そうでない場合は状況が大きく異なっており、双方ともに発生後3ヶ月間で清浄ステータスに復帰することができるようにすることは現実的ではないため、当該期間について再検討を要請するコメントを提出。

（コメントに対するコード委の見解）

緊急ワクチン接種群において8.8.40の第7条に基づいてワクチン接種動物間で伝搬のないことの十分な証拠を示した場合にはその期間を短縮できることとするが、スタンピングアウトをした場合の待機期間の3か月よりは短くならないことを明記。

三次案（今回案）のポイント ①

安全物品の追加（いずれも、通常の製造工程にFMDVを不活化するような工程が含まれていたり、現行の章で既に安全物品として整理されていたもの）

第8.8.Ibis 安全物品

- 1 UHT乳及びその派生物
- 2 F0値 3 以上で密封された肉
- 3 肉骨粉及び血粉
- 4 ゼラチン
- 5 第4.8章に従い採卵・処理・保管された牛生体の受精卵

※なお、加盟国の一部から、「骨なし肉」については第8.8.22章「汚染国からの生鮮肉の輸入に関する勧告」に記載されているような追加処理（脱骨前に2℃以上で24時間以上熟成し、腰背長筋中心部のpHが6.0未満）が必要なため、安全物品として追加するよう要請あり、コード委は、一般的な骨なし肉の処理工程が、肉中のFMDVを確実に不活化しうるような処理工程となっているものなのか業界で調査するよう求めたとのこと。



「熟成」「脱骨」の工程はあったとしても、枝肉毎に腰最長筋のpHを測定するような手順が世界的に「一般的な骨なし肉の処理工程」とみなせるとは考えがたく、骨なし肉を「安全物品」とみなすことは受け入れられない。

三次案（今回案）のポイント ②

前回案ではアフリカ水牛（キャリアーの可能性）が侵入した場合でも、サーベイランスによりウイルス伝播が否定されている場合はステータスに影響しないとしていたが、今回案では、アフリカ水牛のリスクのある地域については防護地域 (protection zone) の設置により対応するよう修正

第8.8.2章 ワクチン非接種清浄国・地域・コンパートメント （中略）

野生（stray）のアフリカ水牛の侵入の際には、脅威を管理し、それ以外の地域の清浄性を維持するために第4.4.6章の規定に従い防護地域を設定するものとする。

防護地域が設定される場合には、第4.4.6章に遵守する。防護地域内でワクチン接種が行われたとしても、国またはゾーンのその他の地域は影響を受けない

三次案（今回案）のポイント ③

ワクチン接種清浄国の要件における各種の期間を整理
（早期摘発のためのサーベイランス実施期間は2年間、疾病の発生やウイルスの伝播のない期間は12か月間、ワクチン接種関係は12か月間）

第8.8.2章 ワクチン接種清浄国・地域

FMDワクチン接種清浄国・地域リストに掲載されるためには、

- 1) 常時及び即時の疾病通報記録を有すること
- 2) サーベイランス結果に基づき、OIEに対し、過去12か月間にFMDVの伝播のないこと、過去~~2年間~~12か月間にFMDの臨床症例のないことを宣言
- 3) 以下の証拠を提出
 - a) FMDVの臨床症状を摘発するサーベイランスが過去2年間実施されており、ワクチン非接種動物におけるFMDV感染が過去~~2年間~~12か月間ないこと、ワクチン接種動物におけるFMDVの伝播が過去12か月間ないこと
 - b) 過去~~12か月~~2年間にわたりFMDの予防と早期摘発のための法的措置が講じられていること
 - c) 適切なワクチン接種率と集団免疫を達成するための強制的で系統的なワクチン接種が過去~~2年間~~12か月間実施されていること
 - d) 適切なワクチン株の選定が行われたワクチン接種が過去~~2年間~~12か月間行われていること

三次案（今回案）のポイント ④

CSFやASF章と同様にswillの不活化要件を設定
(二次案から変更無し)

第8.8.3Ibis 残飯（swill）中のFMDVの不活化方法

残飯中のFMDVの不活化のため、以下のいずれかの措置がとられるものとする。

- 1) 継続的に攪拌しながら、少なくとも90℃の温度で、少なくとも60分間維持
- 2) 絶対圧力3気圧下において、継続的に攪拌しながら、少なくとも121℃の温度で、少なくとも10分間維持 又は
- 3) FMDVを不活化することが証明されている同等の処理が行われる

三次案（今回案）のポイント ⑤

緊急ワクチン接種後に全てのワクチン接種動物のと殺が行われない場合に、ワクチン接種／非接種清浄地域ステータスを早期（3か月以上6か月未満）に回復する際の追加要件を追記

＜基本的な考え方＞

ワクチン接種動物間の伝搬はワクチンプログラムの失敗（ワクチンの有効性の問題、不適切なワクチン接種方法等）に起因。このため、ステータスの早期回復を目指す際には、ワクチン非接種動物に感染がないことに加え、使用した緊急ワクチンの有効性や、効果的に接種が行われたことを証明することが必要

- 緊急ワクチン接種地域内の清浄ステータスの早期回復のための追加要件
ワクチン非接種動物での感染やワクチン接種動物間での伝搬のないことを確認するためのサーベイランス（血清学的）＋ワクチンの効力や効果（カバー率、免疫獲得状況等）
- 緊急ワクチン接種地域外のワクチン接種清浄ステータスの早期回復のための追加要件
全ての緊急ワクチン接種地域を包含する封じ込め区域の設置
又は
ワクチン非接種動物での感染やワクチン接種動物間での伝搬のないことを確認するためのサーベイランス（血清学的）＋通常使用しているワクチンが発生株に対しても有効であることの証明

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2013年2月	コード委により全面改正が決定
2014年9月	コード委は一次修正案を提示
2015年2月	二次修正案を提示
2015年5月	採択
2015年9月	保留になった事項があったため、再び改正を決定。
2016年2月	第8.8.4条及び第8.8.4bis条を追加する一次修正案を提示。
2016年5月	日本からコメント提出（ワクチン接種清浄コンパートメント要件）
2016年9月	アドホックグループにおいて、ワクチン接種コンパートメント、より大きな封じ込め地域、ワクチン接種動物の移動といった新たな概念が提案され、科学委員会及びコード委員会で検討中。他の章や用語の定義にも影響があり、これらと矛盾のないようにコード改正案を検討。
2017年2月	二次修正案を提示。
2017年7月	日本からコメント提出（章全体）
一時的な防護地域設定のコンセプトに関する議論を踏まえ、第4.4章を改定するまで検討を保留	
2020年9月	三次修正案を提示。

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条	ワクチン非接種FMD清浄国又は地域
第3条	ワクチン接種FMD清浄国又は地域
第4条	ワクチン非接種FMD清浄コンパートメント
第4条bis	ワクチン接種FMD清浄コンパートメント
第5条	FMD汚染国又は地域
第6条	FMD清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定
第7条	清浄ステータスの回復
第8,9条	と畜を目的とするFMD感受性動物の直接輸送
第10~12条	生体の輸入に関する勧告
第13条	削除

章の構成

第14~16条	生又は冷凍精液の輸入に関する勧告
第17条	削除
第18,19条	受精卵の輸入に関する勧告
第20~23条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第24,25条	乳及び乳製品の輸入に関する勧告
第26条	削除
第27~30条	その他の物品（毛、皮など）の輸入に関する勧告
第31~38条	FMDV不活化方法
第39条	OIE承認FMD公的管理プログラム
第40条	サーベイランスの一般原則
第41条	サーベイランスの方法
第42条	血清学的検査の使用及び解釈

第11.4章

牛海綿状脳症

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

コメント受付案の提示

現状

②2020.9 二次案提示

これまでの論点と我が国のスタンス ①

リスクベースのBSEリスクステータス分類と疾病発生が終末期にあることを踏まえた改正が検討された

- 飼料規制は行われていないが、そもそも放牧など反すう類由来の動物性たん白が反すう類に給与されることのない国についても、ステータス取得が獲得可能に。

➡ 科学的には妥当な見直し。ただし、飼料規制を講じていない国（地域）がBSEリスクステータスを得る場合、獣医当局が、すべての飼養牛の、給餌を含む飼養管理形態を確実に把握、監督していることが必須である。

- サーベイランス方法について、ステータスにより獲得すべきサーベイランスポイントを定めた現行のポイント制を廃止し、パッシブサーベイランスの結果でステータス取得が可能に。

➡ ステータス認定におけるサーベイランスのポイント制度を廃止し、パッシブサーベイランスの実施を要件とする場合、当該国又は地域では、臨床症状を呈する個体の通報が確実に実行される体制が構築されていることが必須。

これまでの論点と我が国のスタンス ②

- 現行コードでは11歳未満の牛で発生があると無視できるリスクステータスを失うが、8歳に見直されるとともに、8歳未満で発生があっても、BSE病原体の循環が否定されればステータス維持が可能に。
- BSE章の定義に非定型BSEが追加。非定型BSEの発生によるリスクステータスへの影響はないが、非定型BSEを含めた全ての症例が飼料チェーンに入らないよう廃棄処分することが無視できるリスクステータスの要件に。



いずれも科学的に妥当な見直し

二次案（今回案）のポイント ①

改正案では、BSE病原体が牛群で循環しているリスクに応じたリスク管理措置が必要との考えに基づいており、特に有効な飼料規制が確立してから生まれたかどうかを重視

→「無視できる」「管理された」のいずれのステータスでも、有効な飼料規制が確立した時期以降に生まれた牛と、それ以前に生まれた牛ではリスクが異なるため、両条を統合し統一的に記載。それ以前に生まれた牛にはリスク低減措置を求める。

~~11.4.6 無視できるリスクの国・地域・コンパートメントからの生体牛の輸入に関する勧告~~（11.4.7に統合）

11.4.7 **無視できる又は**管理されたリスクの国・地域・コンパートメントからの生体牛の輸入に関する勧告

獣医当局は以下の各号を満たす旨を証明する国際動物衛生証明書の提示を義務づけることとする。

1) 輸出される牛が無視できるまたは管理されたリスクの国・地域・コンパートメントから来ており、生涯にわたり追跡可能な動物個体識別システムによって識別されていること、かつ、

2) 輸出用の牛がBSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれていること、又は

3) 輸出用の牛が反すう動物由来のたん白ミールを給与されていないこと

リスク低減措置

二次案（今回案）のポイント ①

11.4.9 無視できるリスクの国・地域・コンパートメントからの生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告（11.4.10に統合）

11.4.10 無視できる又は管理されたリスクの国・地域・コンパートメントからの生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告

獣医当局は以下の各号にを満たす旨を証明する国際動物衛生証明書の提示を義務づけることとする。

1) 生鮮肉及び肉製品の由来となる牛が無視できるまたは管理されたリスクの国・地域・コンパートメントから来ており、動物個体識別システムによって識別されていること、

2) それらかと畜前検査を通過していること、かつ

3) それらが B S E 病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれていること、又は

リスク低減措置

4) 生鮮肉及び肉製品が

a) 頭蓋腔内への圧縮空気もしくはガスの注入によるスタニング、又はピッシング、又はその他血液が神経組織により汚染する可能性のある処置を受けていない牛に由来すること、かつ、

b) 危険部位及び30か月齢を超える牛の頭蓋ないしは脊柱を含まない、かつ汚染されないよう製造・取扱されていること

科学的には妥当だが、ステータスと管理措置が連動せず、国際貿易に当たり個体レベルでの月齢証明等が必要となり、証明書様式の変更等にもつながるため、多くの国で一定の移行期間が必要となるのではないかと。 70

二次案（今回案）のポイント ②

危険部位（最もBSEリスクの高い部位）の貿易に係る要件を厳格化（無視できるリスクの国であっても、有効な飼料規制以前に生まれた牛に由来する危険部位等は貿易不可。生まれた時期に関わらず管理されたリスクの国由来のたん白ミールは貿易不可）

本章の他の条に規定されない限り、以下の物品は貿易されないものとする。

1) 以下のステータスの国・地域・コンパートメントに由来する、全月齢の回腸遠位部及びと畜時に30か月齢以上の頭蓋、脳、眼、脊柱及び延髄又はそれらに汚染されたたん白製品、食品、飼料、化粧品、生物学的製剤を含む医薬品、医療機器の原料

a) 不明なBSEリスクの国・地域・コンパートメント

b) 物品がBSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できることが立証された期間に以前に生まれた牛に由来する場合、管理されたリスクの国又は無視できるリスクの国

2) 上記を原料としたたん白製品、食品、飼料、化粧品、生物学的製剤を含む医薬品、医療機器

3) 管理された又は不明なリスクの国に由来する牛由来たん白ミールやそれを含むあらゆる製品



牛由来たん白ミールは交差汚染リスクが多い品目であり、有効な飼料規制が確立してからの期間が短い管理されたリスクの国からの輸入禁止は妥当

二次案（今回案）のポイント③

B S E リスク評価の個々のステップ毎に考慮すべきポイントを追記

第11.4.2章

国・地域・コンパートメントのBSEリスクを決定する一般要件

BSEを目的としたリスク評価は、第2.1.4章（輸入リスク評価）に規定される枠組に基づき、以下から構成される

1. 侵入評価

過去8年間、以下の物品の輸入を通じてB S E病原体が侵入するリスクを評価

- i) 牛生体
- ii) 反すう動物由来たん白ミール（protein meal）
- iii) 反すう動物由来たん白ミール含有飼料（ペット用除く）
- iv) 反すう動物由来たん白ミールを含む肥料
- v) 11.4.14に定める危険部位を含む、または汚染の可能性のある物品

二次案（今回案）のポイント ③

2. 暴露評価

第一段階では、**家畜の飼養形態が牛への反すう動物由来たん白給与防止に与える影響の評価**を実施

〔牛の飼養頭数と生産システム、飼料給与形態、
と畜及びと畜残さ管理、レンダリング、飼料生産・流通・保管〕

→この結果に応じて、**BSEリスク低減措置の評価**を実施
(家畜の飼養形態が牛に反すう動物由来たん白の給与が起こりえない
ものであれば、次のステップの飼料規制の評価は必須とならない)

次の段階として、**反すう動物由来たん白の給与に関する飼料規制の
特徴や範囲に関する評価**を実施

〔危険部位の最終処理、レンダリング処理のパラメーター、
レンダリング・飼料生産・保管・給与における交差汚染防止、
飼料規制に関する啓発プログラム、飼料規制の監視と施行〕

暴露評価の結果によっては、この次の影響評価は不要

二次案（今回案）のポイント ③

3. 影響評価

牛がBSE病原体に暴露されたあとBSEに罹患する可能性について、
過去8年間にわたり牛群の中でBSE病原体が循環・増幅する程度や
期間を考慮した上で評価

〔 暴露時点の年齢、生産タイプ、
家畜生産様式の影響もしくは飼料規制下でのBSEリスク低減措置 〕

4. リスク推定

➡ リスク評価に必要な要件が明確化される見直し

（補足）無視できるリスクの国ステータスと飼養形態の考え方

- ・「無視できるリスクの国」ステータスは、「BSEの発生に影響する全てのリスク要因を特定した上でこれらのリスク評価を実施し、BSE病原体が牛群で循環しているリスクが無視できることを文書で示すこと」が要件。
- ・反すう動物由来たん白が反すう動物に給与されうる飼養形態でない場合は暴露評価の段階で（リスク低減措置の評価をせずとも）BSE病原体が循環しているリスクは無視できると評価され、無視できるリスクの国ステータス要件を満たすこととなる。

今回の改正のポイント ④

ポイント制のサーベイランスは廃止し、BSEサーベイランスはパッシブサーベイランス（その後の調査とフォローアップを行うことを目的とし、BSEの兆候を有する全ての牛を獣医当局に通報）とする。その際に、BSEの症状には幅があること等を考慮。

第11.4.18章

- 1) BSEは、通常治療に反応しない潜行性の牛の致死的且つ進行性の神経疾患である。定型BSEについて、重症度や個体により異なる臨床兆候の幅が以下に記載される。（以下、症状を列記）
- 2) BSEサーベイランスは、その後の調査とフォローアップを行うことを目的とした一連のBSEスペクトラム上にある全ての牛を獣医当局に報告することからなる。

（中略）

サーベイランス候補を調査する上では、多くのBSE症例は単発の独立した事例であることを考慮すべき。複数の動物での同時多発的な行動異常や神経症状、歩行不能やへい死は、おそらく他の要因によるものである可能性が高い。

今回の改正のポイント ④

疾病スペクトラム上にある以下の動物はBSEサーベイランスの対象とすべき

- a) 第II.4.18の1に記載されている進行性の臨床症状のうちのいくつかを呈しており、治療に反応せず、その他の行動又は臨床症状を呈する一般的な原因（感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の要因）が除外されているもの
- b) と畜場において行動又は神経症状を呈し、と畜前検査の対象となり、不合格となったもの
- c) 妥当な病歴を有するダウンナー牛
- d) 妥当な病歴を有するへい死牛

これらの動物は適切な検査室検査によりフォローアップを行い、正確にBSE病原体の存在を確定もしくは否定しなくてはならない。

➡ 現在のサーベイランス制においてポイントの高いもの（ハイリスク牛）はサーベイランス対象とすべきとされており、基本的な考え方は同じ

今回の改正のポイント ④

- 3) サーベイランスプログラムの信頼性は以下により支持される
 - a) 家畜の生産・飼養に関する全ての関係者（農家、家畜の飼養者、獣医師、輸送業者、と畜場の労働者）がBSEを示唆する臨床症状や、通報義務に確実に理解しているようにするための持続的な啓発及び研修
 - b) BSEが全土で通報義務のある疾病とされている事実
 - c) 陸生動物マニュアルに準じた適切な検査室検査
 - d) BSEサーベイランス候補牛の特定と通報、検査室検査の対象とする動物の決定、検査室検査のための採材と検体提出、BSE陽性確認時の疫学調査を行うための堅牢で、文書化された評価手順とプロトコール

➡ パッシブサーベイランスによるサーベイランスとする以上、疑わしい症例が確実に通報され、診断される体制となっているべきとの我が国からの懸念については、今回の案による通報対象とすべき牛の明確化やサーベイランスプログラムの信頼性確保に関する追記により一定程度解消。

一方、リスクステータス認定申請時や、毎年ステータス維持における科学委員会等における申請国提出資料の評価がより重みをもつため、科学的に妥当な方法で、適切に評価が行われるよう、委員会内で何らかの評価手順や基準を備えるべきではないか。

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2018年2月	コード委及び科学委は、本章に関し、特に公式ステータス及びサーベイランスについて大幅な改正が必要であることに同意。
2018年7月から2019年3月の間に、4回アドホックグループが開催。	
2019年9月	アドホックグループのレポート及び科学委の意見を基に一次修正案を提示。
2019年12月	日本からコメント提出（ステータス認定要件）
2020年2月	コード委は、加盟国からのコメントを踏まえ、合同アドホックグループを再度開催。
2020年6月	BSEリスクアセスメント及びサーベイランスに関するアドホックグループが開催。
2020年9月	二次修正案を提示。

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条	BSEリスク群を検出するための基準について
第3条	無視できるBSEリスク
第3条bis	無視できるBSEリスクへの復帰
第4条	管理されたBSEリスク
第5条	不明なBSEリスク
第6条～第8条	生体牛の輸入に関する勧告
第9条～第11条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第12条～第16条	その他の物品（動物性加工たん白など）の輸入に関する勧告

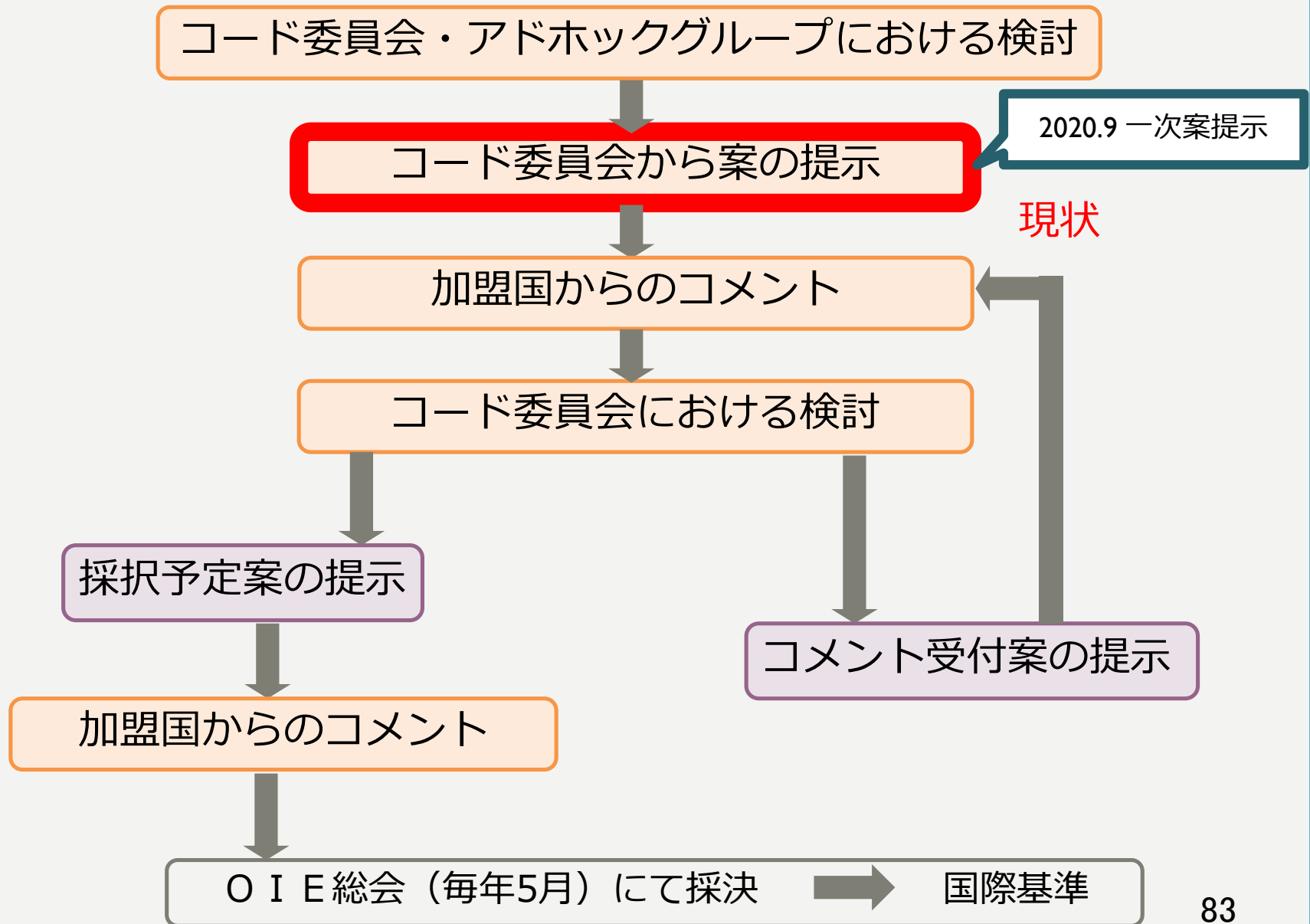
章の構成

第17条	BSE感染性の低減法
第18条	サーベイランス

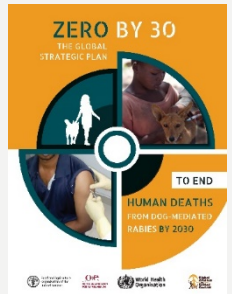
第8.14章

狂犬病

OIEコードの改正プロセス



一次案（今回案）のポイント



- 2030年までの犬由来狂犬病による死亡ゼロ運動を進める中コードの見直しを急いで進めたため、犬の輸入に当たってのワクチン接種のタイミング等の技術的な論点は引き続き検討することとして2019年に採択。今回はその後の最初の改正案。

➤ ワクチン接種、検査及び動物の輸送に関する規定を改正（8.14.7）

汚染国又は地域からの犬の輸入は、猫やフェレットと同じ条件であったが、犬については**新たな科学的知見を踏まえ、犬の輸入条件を見直し**

（抗体検査の時期：発送前12か月から3か月までの間に実施
→発送前12か月から発送前30日までの間に実施）

第8.14.6bis章（狂犬病汚染国又は地域からの輸入に関する勧告）

獣医当局は、第5.11章の様式を遵守した国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 発送日の前日又は当日に狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 永続的に個体識別されており、その個体識別番号が証明書に記載されていること。
- 3) a) 製造業者の勧告に従い、陸生マニユアルに従い製造及び使用されたワクチンの接種又は再接種を受けたこと。発送日前**30日**を超えて12ヶ月未満の間に、陸生マニユアルに規定される抗体価検査を受けて、少なくとも0.5IU/mlの陽性結果であったこと。
又は、
b) 輸出前6ヶ月間、動物検疫所で飼育されていたこと。

参考資料

- ・ 章の構成

章の構成

第1条	総則
第2条	狂犬病清浄国又は地域
第3条	狂犬病汚染国又は地域
第4条	犬における狂犬病清浄国又は地域
第5～6条	清浄国又は地域からの動物の輸入に関する勧告
第7～10条	汚染国又は地域からの動物の輸入に関する勧告
第11条	OIE公的管理プログラム
第12条	サーベイランス
第13条	他の所管当局との協力

コード委員会の 今後の活動計画

検討中の主なトピック

用語集

- “swill”の定義について、ASFコンパートメントのアドホックグループ内で検討を開始。国により定義や範囲が大きく異なることが明らかとなったことから、アドホックグループは、定義を策定するためには、より詳細な情報収集が必要として、検討を継続するようOIE事務局とコード委に要請。

新規水平章

- バイオセキュリティ章 → 予備的議論
- ゾーニングの適用章 → 予備的議論

改定予定の水平章

- OIEリスト疾病（結核菌群感染症）
→ ヒト型結核菌の動物から人への伝播の可能性に関する知見について科学委で検討中
- OIEリスト疾病（トリパノソーマ病）
→ スーラ病に関する新規章（第8.X章）、アフリカ起源のトリパノソーマ病に関する新規章（第8.Y章）、媾疫章（第12.3）に整理

検討中の主なトピック

改正予定の水平章

- 獣医サービス能力（第3.1章）、獣医サービス評価（第3.2章）、獣医サービスの新規章（第3.X章）
→新型コロナウイルス感染症や、他の新興感染症、野生動物から人や家畜への病原体の流出事象を踏まえ、「野生動物(wildlife)」「人獣共通感染症(zoonoses)」「新興感染症(emerging disease)」について言及するようOIE本部より検討の依頼があり、適宜挿入。
- 抗生物質の責任ある適正使用（第6.10）の改正については、コーデックスの薬剤耐性に関する特別部会（TFAMR）において進んでいる実施規範の進捗を踏まえ、次回コード委員会で検討。

改正予定の疾病固有章

- 志賀毒素産生大腸菌(STEC)の管理については、牛の生産段階で講じることのできる有効なリスク低減措置があるとする証拠は少なく、食品製造の過程でSTECに汚染されうることから、肉用牛におけるSTECの管理に関するコード策定は活動計画から削除。

検討中の主なトピック

改正予定の疾病固有章

- 牛疫（第8.16章）については、撲滅された疾病であることを踏まえ、章全体を「清浄期間」と「再興時の対応」に分けた上で、他の疾病と異なり、疾病が疑われた時点でOIE通報を求める、再興時には国全体を「汚染国」とみなす等の見直しを実施中。
- 馬伝染性子宮炎（第12.2章）の改正において、競技等の「一時的な輸入」の概念が定められ、永続的な移動とは異なる要件を設定。他の馬疾病にも同様のアプローチが適用可能。
- その他馬疾病関連章（馬ピロプラズマ病、馬脳炎等）も全体的に見直しが必要。